警視庁職員信用組合

## 当座預金規定等の一部改定のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

全国銀行協会では、2022年11月に電子交換所を設立にすることを決定し、これに伴い当組合は、 2022年11月4日から、下記のとおり当座勘定規定および小切手用法を改定いたします。なお、改定日以 前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定・用法が適用されますのでご了承ください。 何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

- 改定日
  2022年11月4日(金)
- 2. 改定対象
  - 当座預金規定
  - 小切手用法
- 3. 改定内容等
- (1) 当座預金規定の主な改正点
  - ① 振出人等への支払済手形の受戻し期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
  - ② イメージファイルによる印鑑照合・手形用紙確認を行なう旨の免責規定への追加
  - ③ 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除
- (2) 小切手用法の主な改正点
  - ① チェックライターにより金額印字を行なう場合には3桁ごとに「,」(カンマ)を印字するよう 規定を追加
  - ② 使用可能文字を一覧化し追加
  - ③ 金額欄、金融機関名、QRコード欄への記名捺印、訂正印等の押捺、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所(手形・小切手文句、手形・小切手番号欄、QRコード欄)の追加
  - ④ 電子交換所へ全面移行され、全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱い が廃止となることから個人信用情報センターへの登録規定を削除します。

	※下線部が改定箇所
改 正 後	現 行
第7条(手形、小切手の支払)	第7条(手形、小切手の支払)
① 小切手が支払のために呈示された場合、また	① (同左)
は手形が呈示期間内に支払のため呈示された場	
合には、当座勘定から支払います。	
② 前項の支払にあたっては、手形または小切手	_(新設)_
の振出しの事実の有無等を確認すること (その	
<u>旨について書面の交付を求めることを含みま</u>	
<u>す)があります。</u>	
③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用	② (同左)
してください。	
第8条(手形、小切手用紙)	第8条(手形、小切手用紙)
① 当組合を支払人とする小切手または当店を支	①~③ (同左)
払場所とする約束手形を振出す場合には、当組	
合が交付した用紙を使用してください。	
② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場	
合には、預金業務を営む金融機関の交付した手	
形用紙であることを確認してください。	
③ 前2項以外の手形または小切手については、	
当組合はその支払をしません。	
④ 当座勘定から支払をした手形または小切手の	_(新設)_
<u>うちに、本人が振出したものではないものや改</u>	
ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに	
当組合宛に連絡してください。	
⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合に	<u>④</u> (同左)
は、必要と認められる枚数を実費で交付しま	
す。	
⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の	_(新設)_
<u>用紙はその支払日から3か月を経過した場合は</u>	
返却を求めることができないものとします。	
⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人か	_(新設)_
ら請求があったときは、当組合所定の手続きに	
よって当該手形または小切手の写しを交付しま	
<u>す。ただし、当組合が定める写しの保管期限を</u>	
経過した場合は、その限りではありません。	

改 正 後

現 行

## 第16条(印鑑照合等)

- ① 手形、小切手または諸届け書類に使用された 印影または署名 (電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます) を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- ② 手形、小切手として使用された用紙<u>(電磁的</u> 記録により当組合に画像として送信されるもの を含みます)を、相当の注意をもって第8条の 交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、 その用紙につき模造、変造、流用があっても、 そのために生じた損害については、前項と同様 とします。
- ③ この規定および別に定める手形用法、小切手 用法に違反したために生じた損害についても、 第1項と同様とします。

## 第16条 (印鑑照合等)

- ① 手形、小切手または諸届け書類に使用された 印影または署名を、届出の印鑑(または署名 鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないも のと認めて取扱いましたうえは、その手形、小 切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の 事故があっても、そのために生じた損害につい ては、当組合は責任を負いません。
- ② 手形、小切手として使用された用紙を、相当 の注意をもって第8条の交付用紙であると認め て取扱いましたうえは、その用紙につき模造、 変造、流用があっても、そのために生じた損害 については、前項と同様とします。
- ③ (同左)

## (削除)

# 第26条 (個人信用情報センターへの登録)

個人取引の場合において、つぎの各号の事由 が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会 の運営する個人信用情報センターに5年間(た だし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同セン ターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は 自己の取引上の判断のため利用できるものとし ます。

- 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如 を理由として解約されたとき。
- 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

### 小切手用法 新旧対照表

#### 改正後

- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3
  …)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3 桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用</u>せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい 小切手用紙を使用してください。金額以外の記載 事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をな つ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印 が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重なるこ とがないようにしてください。
- 6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド) は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金</u> 額の複記がQRコード欄に重なることがないように してください。

- 4. (1) (同左)
- (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

現

行

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間を つめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字 を使用し、金額の頭には「金」を、その終りに は「円」を記入してください。

(新設)

- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を押印してください。
- 6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。

### ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

		1			<u>2</u>			<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>		<u>6</u>		7			<u>8</u>		
漢数字		壹	壱	土	弐	定	煮	煮	<u>参</u>	參	四	<u>泗</u>	肆	<u>五</u>	<u>伍</u>	六	<u>陸</u>	<u>七</u>	<u>漆</u>	<u>質</u>	八	捌
9		10		<u>100</u>		<u>1,000</u>		10,000														
<u>九</u>	<u>玖</u>	<u>拾</u>	仕	百	<u>陌</u>	<u>佰</u>	<u>手</u>		任	<u>阡</u>	<u>万</u>	萬										

〈その他〉 金、円、圓 (円の異体宇)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。